

平成29年 3 月29日

平成29年

第 3 回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成29年第3回大田区教育委員会定例会会議録

平成29年3月29日（水曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

藤崎雄三	委員	委員長
横川敏男	委員	委員長職務代理者
鈴木清子	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
津村正純	委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	水井靖
教育総務課長	井上隆義
副参事（教育政策担当）	曾根暁子
副参事（教育施設担当）	布施満
学務課長	森岡剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増田亮
副参事	田井俊行
学校職員担当課長	佐藤國治
教育センター所長	岩田美恵子
大田図書館長	山中秀一

3 日程

日程第1 部課長の報告事項

日程第2 議案審議

第8号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

第9号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

~~~~~  
(午後2時開会)

### ○委員長

ただいまから平成29年第3回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がおります。委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

## ○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

傍聴の方にお願ひいたします。

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくお願ひいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に尾形委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「部課長の報告事項」でございます。

## ○委員長

それでは、部課長の報告をお願ひいたします。

## ○教育総務課長

私からは「通学路の安全・安心の取り組み」についてご報告をしたいと思います。

まず、はじめに、このたび千葉県我孫子市で通学途中の児童の幼い命が失われるという非常に痛ましい事件が起きてしまいました。心からのご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、報告に入ります。

区立小中学校は、今、卒業式、修了式を終えまして、4月の新学期を迎える準備に入っております。児童の安全・安心については生活安全、あるいは交通安全、災害安全と、地域、学校、関係機関、それから教育委員会が連携・協力して、その対策に取り組んでいるところでございます。

平成29年度の春の交通安全運動が4月6日から4月15日までの10日間となりました。そこで今回は『登下校時の通学路の安全・安心の取り組み』について少しお時間をいただき、ご報告をさせていただきます。

A3の横の資料をご覧ください。

まず、「通学路」についてご説明します。「通学路」は「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」の第4条で定められております。これは、ひとつには、小学校等に通うための1日におおむね40人、これは片道でなくて往復ですが、40人通行する道路の

区間でございます。もうひとつは、小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域で児童の通行の安全を特に確保する必要があるものとなっております。

具体的な設置基準といたしましては、①可能な限り、歩道と車道の区別がある道路であること。②歩道と車道の区別のない道路を指定する場合は、車両の交通量が比較的少ないこと。③道路の幅員が児童の通行の確保ができる状態であること。④道路としての占用状態が良好であること。原則として踏み切りは除外してございます。⑤見通しのよい道路であること。⑥横断箇所に横断歩道、信号機が設置されている、もしくは警察官等による交通整理、誘導が行われること。⑦原則として私有地でないことなどと、定められております。

このような通学路では、子どもたちの通学の安全・安心について、区として様々な取り組みを行っているところであり、今回は、各部局の主な取り組みのご紹介をさせていただきます。

まず、総務部の危機管理室では、主に防犯面のパトロール活動への助成「地域防犯パトロール助成」が中心となっております。

一つ目は、「地域安全・安心パトロール活動助成」です。こちらは自主的なパトロール活動を実施する団体に対して、活動費の一部を助成しております。具体的にはパトロール資材の購入等の助成でございます。

次に「地域安全センター活動助成」ですが、こちらは空き交番を利用して設置した地域安全センターを拠点とした防犯活動を実施する団体に対して、その活動費の一部を助成しているものでございます。

三つ目は、よく最近町の中で見ます青色の回転灯がついた車両による通学路等のパトロール巡回に対する助成でございます。こちらは「着脱式の青色の回転灯の購入費」や「パトロールに使用した青色回転灯整備車両の燃料費」の助成です。年に256回の実績がございます。

そして四つ目、「区民安全・安心メール」ですが、こちらは防災危機管理課のほうから区民に対して防犯・防災の情報をメールで配信しています。こちらは、教育委員会の取り組みにも関係しておりますので、そちらのほうで詳しく説明をさせていただきます。

次に、地域力推進部の取り組みです。こちらは「こどもSOSの家」事業です。こどもSOSの家というのは、平成13年から子どもたちが犯罪等の危険に遭遇しそうなときに、一時的な避難場所として協力員を募集し、黄色い丸い「こどもSOSの家ステッカー」を目につくところへ貼ることをお願いしているところでございます。

この間、地域力推進部はこどもSOSの家の新たな動きとして、こどもSOSの家のマップを作成しております。こちらは区立の小学校を単位とした全59種類のマップで、区立小学校を通じてすべての子どもに、来年度4月に学校を通じて配布する予定になってございます。

また、この事業については平成13年から行っていますが、まだまだPRが足りない部分があるということで、協力員の方に子どもたちが駆け込んだ場合の対応方法等を改めて周知すると同時に、事業用のPRポスターを学校、児童館をはじめ、区の施設にも貼るとい

うことで、今、動きが出ているところでございます。

次に、都市基盤整備部でございますけれども、こちらは通学路の指定の手續およびその管理を担当するなど、児童をはじめとした大田区の交通安全の中心を担っております。

ここで行っている事業としましては、まず、小学生を対象に「交通安全だより」の発行を行っているところでございます。小学生に基本的な交通ルール・マナーを習得させるために、低学年に対しては年3回、高学年に対しては年2回、テーマを決めて発行しているところです。発行にあたりましては保育園の保育士、幼稚園や小学校の教諭、区内警察署の警察官等を委員とする編集会議を開きまして、内容の検討・編集を行っているところです。交通安全上の問題提起と指導上の注意点に解説を加えて、学校だけではなくてご家庭においても指導していただけるように作成しているというところでございます。

次に行っていますのが、「通学路の安全点検」です。こちらは、平成24年に、通学路において大きな事故が続いた時期がございました。その際に、文部科学省、国土交通省、警察庁から通学路における交通安全確保を図るための緊急合同点検の実施の通達がなされまして、道路管理者、警察署、学校PTA、教育委員会が協力しまして、地域を巡回して、合同点検を実施しました。大田区におきましても全校点検を行っているところでございます。点検の結果により、危険箇所には交通規制や安全教育などの様々な角度から適切に対応し、学校周辺の交通安全の確保をしているところです。24年度以降も順次定期的な点検を行っております。

次に、「黄色い横断旗などの交通安全用の資材の配布」ですが、よく町中で交通安全の黄色い旗をPTAの方などが振っている場面を見かけると思いますが、こちらは地域で子どもたちの見守りをしている町会・自治会などの団体に特別出張所を經由いたしまして、交通安全の資材を配布していくというものでございます。

ここまでが関係部局で取り組んでいる主な内容でございます。

引き続き、教育委員会の取り組みでございます。

まず「交通安全巡回指導」です。児童の交通安全を図るために平成9年度から専任の交通安全指導員を2名配置いたしまして、児童に交通安全意識を身につけさせるとともに、子ども自身がその場の状況に応じて正しい判断ができるようになるようにという目的で指導しているところでございます。

主な指導内容は「歩行のルールや横断歩道の渡り方」、また昨今事故が増えています「自転車の点検と正しい乗り方」、「日常生活における交通安全、交通法規の確認」の3点でございます。それぞれ指導目標を定めまして、計画的な実施を行っているところでございます。

平成22年度からは指導内容をさらに拡充いたしまして、中学生と夏休み中の小学生に対しても交通安全指導を行っております。特に、低学年から高学年、発達段階に応じまして、それぞれの内容、カリキュラムについて工夫を凝らして対応しているものでございます。こちらは指導員から聞いた話ですが、巡回指導中に「急な飛び出しは危ないからやめましょうね。」と話して、みんな大きな声で「はい、わかりました。」と言うのですけれども、指導が終わりまして、「終わり」と言うと、子どもたちが一斉に飛び出していき、

「こらこら」という場面がままあるそうです。子どもたちというのは、やはり指導の場面ではしっかり理解できるのですけれども、実際、それが終わった後に日常の場面に戻ると、その部分が抜けてしまう。しかしながら、こういった指導を繰り返していくことが非常に重要だと言われておりますので、指導員も根気よく何回も繰り返すことでわかってもらおうと、非常に笑えない笑い話なのですけれども、このような取り組みを、今、こつこつと続けているところでございます。

続きまして、「防犯ブザーの配付」です。こちらは交通安全というよりは防犯の部分になりますけれども、防犯教育の一環として防犯ブザーを配付しております。児童の安全・安心の確保を図ることとして、区立小学校に通う1年生には入学時に学校において、区立以外の小学校1年生には申請により配付をしているところでございます。ランドセル等に装着するか携帯をして通学時の安心確保に努めているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、区立に入学する子ども以外にも区内在住の小学1年生を対象としているところでございます。

続いて「交通安全帽」、黄色い帽子ですけれども、こちらも新1年生に配布し、交通事故の交通安全を図っているところでございます。

次に、「学校緊急連絡システム」です。先ほどの防災危機管理課の「区民安全・安心メール」につながるものですが、緊急情報を児童・生徒の保護者、学校関係者にメールで配信することによりまして、「子どもたちの安全・安心を確保する。」「地域の防犯に対する意識の高揚を図る」ことを目的としております。

平成18年に子どもに関する緊急連絡情報を迅速かつ正確に提供するために、今の危機管理課において導入をいたしました。平成20年4月から先ほど申し上げた区民安全・安心メールへシステムを変更したところでございます。教育委員会といたしましては当システムを活用しまして、「学校緊急連絡システム」として活用しています。教育委員会、学校、保護者間の緊急時の連絡用システムとして配信を希望する関係者に対し、不審者情報等の情報をはじめ緊急情報の配信を行っているところでございます。主な配信内容としましては、子どもの安全に関わる事件、事故等の発生、またはその発生のおそれがある情報、学校等で行われる行事の実施、中止の情報、台風による休校、その他学校長が連絡を必要とする場合ということでございます。

次に、「通学路防犯設備整備事業」でございます。こちらは区立の小学校の通学路に「防犯カメラを設置」することで、学校、保護者、PTA、地域が実践しております通学路における児童の見守り活動を補完し、なおかつ児童への犯罪に対する抑止力を高めていくことを目的としております。平成26年度から30年度までの5カ年計画で実施する予定でしたが、事業の重要性からも鑑みまして1年の前倒しをしまして、平成29年度で区内の区立全小学校の通学路に設置する計画でございます。

防犯カメラの大きな効果といたしましては、やはり「抑止力」が挙げられるところでございます。児童の安全確保の強化に確実に寄与できるものということで、今回学校と地域と協力しながら通学路に防犯カメラを設置しているところでございます。行政機関だけではなく、地域の方々の見守りやPTAによるパトロールなど、子どもを事故・事件から守るために非常にご活躍いただいているところでございます。

こうした取り組みもございまして、子どもの交通事故につきましては、平成22年に244

名いました死傷者が、27年度においては98名と減少傾向にあります。また、全死傷者に占める子どもの割合は平成22年度からはずっと10%を下回っているところがございます。

平成28年度の「大田区政に関する世論調査」におきまして、今後、区に力を入れてほしい防犯施策を聞いたところ、「通学路や公園のパトロールの充実」というのが48.8%、「街灯防犯カメラの設置補助」については69.3%と非常に高いものになっています。行政機関はもとより、地域においても防犯パトロールをはじめSOSへの協力など、地域で子どもを見守っていこうという機運は、大田区は非常に高いと感じております。

しかしながら大事なこととしては、やはり親御さんの子どもへの注意というのも非常に大事なことだと感じております。「一人にならない」、「防犯ブザーを必ず携行する」、「必ず通学路を通る」、「寄り道をしない」、「知らない人についていかない」、「何かあったときに大声を出せるように、また出して助けを求められるようにする」など、ご家庭でも子どもさんに繰り返しこの話をさせていただくことが大事だと考えております。

最後になりますが、よく完璧な防犯はないと言われております。大切なことは今までやっていること、あるいは簡単にできることを長くしっかり続けることだと言われております。大きな事件・事故の後には防犯への関心が高くなりますけれど、喉元過ぎるとなんとやらで、そうならないよう、我々教育委員会としてもしっかり関係部局、地域の方と連携しながら、安全・安心へしっかり取り組んで参りたいと考えてございます。

大変雑駁ではございますが、私からの報告は以上でございます。

## ○委員長

ありがとうございました。

ただいまのご報告にご意見・ご質問等はございますか。

## ○鈴木委員

今、教育総務課長からご報告がございました。様々なことを配慮していただきまして、きちんと連携をとりながらやっていただいているなと感じております。ありがとうございます。

この中で若干質問及び感想、意見など述べさせていただきたいと思っております。

一つ目は、「防犯ブザー」の件なのですが、防犯ブザーの使用状況や実態みたいなものはおわかりになりますか。夏休み前ですと、夏休みに限らず春休みもそうでしょうけれども、地域や学校等コミュニティ懇談会などが必ず開催されており、非常に感心するところではありますが、私も地域の中で伺ったことがございます。防犯ブザーを使うということが一番よろしいのですけれども、これまでにこれがあってよかったというようなことがあったかどうかということです。

それから、二つ目のことも同じく、「学校緊急連絡システム」の情報配信ですが、その役に立っている部分や、そういうものを作ってよかったというものがあつたら教えていただきたいと思っております。

それらも含めて、このような取り組みをしっかりと構築していくこと、保護者にもこういうことをやっていただいているということご理解いただいて、ともに協力いただければありがたいと思っております。

三つ目ですけれど、地域との連携の部分ですが、これは感想を含めて意見ですけれど、今後、高齢者が多くなります。高齢者の中でも元気な高齢者はたくさんいらっしゃいます。「シニアクラブ」、今までは老人クラブというような呼び方をしていましたけれど、今はシニアクラブとっておりますが、そのような元気な方たちが様々なところで活躍いただいていることは事実です。

今は、保護者も働く方が多いですから、こういったシニアの力もお借りした上で、地域との連携がしっかりできていくとありがたいなと思います。

そして「見守りの配置」など、シニアの方々にぜひ協力をお願いして、先立っての事件もそうですが、自分たちでここがいいだろうというところに人員配置するだけではなく、ここにしなければいけないというところをきちんと把握した上で、必要とするところへ配置できるような仕組みみたいなものがあるとよろしいかと感じております。

犯罪、あるいは交通事故も含めてですが、多くの人がいるということで、防ぐことができることもありますので、そういったご配慮が必要かなと思っております。

普段からの連携した部分、横断的な連携をしっかりとられているということでありたいと思っております。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

#### ○教育総務課長

それでは、今いただきました3点について、お答えいたします。

1点目の防犯ブザーの活用、効果ということでございます。

現在、防犯ブザーによる、鳴らしたときに被害から逃れたというような報告、具体的なものはないのですけれど、防犯ブザーの携行方法が、ランドセルにつける、あるいは見えるようにつけるということで、それがすることによる抑止力が非常に働いているというふうに評価をしております。先ほど、鈴木委員からありましたとおり、それを鳴らすことというのはやはり非常に危険な状況ということでございますので、我々としては、できればそれをしっかり見せながら不審者、あるいはそういったよからぬ考えを持っている者がその防犯ブザーを見てひるんでもらえればと思います。

それから、2点目の学校緊急連絡システムでございますけれど、現在、小学校では8割を超える登録がございます。中学校は6割ということで、重複者もいますので大体この数字が例年の状況でございます。やはり不審者情報を含めて、地域の方にしっかり流す、あるいは親御さんに流すということで、積極的にお子さんの安全の確保をさせていただいていると思います。もう一つには、不審者情報の通報が多いところに、先ほど報告させていただきました防犯カメラの設置場所として学校のほうでも選択をしております。そういった部分でのこのシステムについて活用させていただいているところでございます。

3点目の地域との連携ですけれど、こちらは地域の中で登下校時、あるいは犬の散歩のときに子どもを見守るという取り組みをやっている町会、自治会もございます。また、祭



礼の時期になると、子どもたちが夜、お祭りに行き夜遅くまでいるということで、PTAの方々が夜遅くまで子どもたちを見守っていただくという取り組みもされていると聞いてございます。元気な高齢者の方のご協力というのは、今後区としても介護分野でもそういった話が出ておりますし、やはり子どもの見守りの部分でもそういったお力をいただけるような方策を研究して参りたいなというふうに思っております。

#### ○委員長

ありがとうございます。

他にご意見・ご質問は、お願いします。

#### ○尾形委員

感想ですけれど、通学路の安全確保について、大田区においては教育委員会、その他の関係行政機関が学校や地域、保護者と連携をとって、ソフト対策とハード対策の両面から様々な安全対策に取り組んでいて、本当にありがたいなと思いました。その結果として現在子どもたちが安心して通って、そして楽しい学校生活や家庭生活が送れているのかなと思いました。

私は、ある小学校での校長時代にPTAの協力を得て、保護者全員による毎週1回の見守り、防犯パトロールを組織化して、活動しました。そして安心・安全な学校づくり、地域づくりを進めました。また、現在でも町会で副会長をしているのですが、地域の防犯パトロールを推進し、自分も参加しております。その際、池上警察の方々も一緒にパトロールすることもあります。これらの経験から、保護者や地域の方々の自主的なパトロール、見守り活動というのが本当に大切だなと実感しております。したがって、保護者や地域住民による見守りや防犯パトロールは、通学路の安全点検を高めるとともに、先ほどもありましたけれども、犯罪の発生を未然に防ぎ、そして住みやすい地域コミュニティが築かれるのかなと思います。

その意味からしても、大田区においてはいろいろな地域、多くの学校で防犯パトロールが活発に行われているということはとてもいいことだと思っております。今後とも教育委員会が中心になって行政や学校、そして地域、保護者がしっかりと連携をして、通学路の安全確保を図るとともに、安心・安全な地域づくり、学校づくりを進めていただければありがたいなと思っております。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

他にご意見・ご質問。はい、お願いします。

#### ○芳賀委員

通学時の事件、例えば集団登校中のところに車が突っ込む、あるいはこの間の事件のように登校中に誘拐されたという事件が発生した時に、いわゆる集団登校の是非みたいなものがよく議論になるわけなのですが、私個人は子どものころ集団登校をした記憶がないの

で、なくても無事だったという感覚があるのですけれど、大田区のケースでどのくらい集団登校がされているのか、あるいはそれに関してどんな議論、一長一短ある議論だと思いますが、どのような議論が行われているのかご紹介いただけないかなと思うのですが。

わかる範囲で結構です。

### ○指導課長

集団登校が何校という数字は今持ち合わせておりませんが、不審者が出たときには、集団登校をしないまでも、「地区班で下校する」、「学年別の下校する」、「集団で帰る」、「できるだけ一人にしない」など、それぞれの地域の状況に応じた様々な対応、できるだけ一人で帰らないような方策を学校はとっているところでございます。

また、放課後子ども教室などで残る子どもたちが多いのですが、放課後子ども教室の後、できるだけ同じ方面別に帰すとか、できるだけ時間を合わせて帰すなどという様々な工夫をしているところでございます。

### ○委員長

よろしいですか。

他にご意見・ご質問ありますか。

私のほうからもPTA会長の集まりでこんな話が出ていますということをお3点ほど情報提供させていただきます。

一つは「スクールゾーン」の話なのですが、このスクールゾーンとは例えば時間帯において車両の進入を止めてもらったり、迂回してもらったりというものです。大田区の施策で放課後子ども教室等が始り下校の時間が学年によって、すごく幅が広がってしまったと聞いております。早ければ午後1時過ぎ、遅ければ5時以降です。この間どうするのだという話題を警察の方との意見交換をしている学校もあります。ただ、スクールゾーンだからといって、全てこの時間帯を車両進入禁止としてしまうと、一般の生活道路ですので、そこに住んでいらっしゃる方のご迷惑になります。子どもの安全も一つ大きな問題ですし、住民の生活使用道路を止めるという弊害もありますので、これは地元と話をしていないという話が出ているというのが1点。

二つ目は「子どもSOSの家」のステッカーです。私の家もつけてはいるのですけれども、実はこれ、つけっ放しなのです。実際に子どもが飛び込んで来たらどういう対応をすればいいのかは、ステッカーを配られたときに説明書がちゃんとついているのですが、つけたのはもう10年以上前ですので、すっかり忘れてしまっているというのが実態です。子どもが飛び込んできたという事例は多分ほとんどないというふうに警察の方からも聞いておりますが、もし飛び込んできたときにどうするのかというのを、その意識を高めていただくために、年に一回程度更新をしてリマインドをすとか、何か工夫はあるかもねという話が2点目です。

3点目、「防犯ブザー」の件なのですが、これは非常に役に立っているのですけれども、「本来、ブザーが鳴ったときに周りに人がいるというのが前提になっているよね、ブザーの音が聞こえるようなところに人がいるときに誘拐などが発生するのか」といって、そ

れは現実離れしているな。そうだとすると、ブザーの音が届かないというところの安全というのはどういうふうに考えればいいだろうか。」と、こんな話が保護者から出ています。

今やっただいただいていることが非常に助かっている。さらに、その上にもう一段の危険があった場合という前提の話し合いですので、今こうしろ、ああしろということではなく、今後、さらに子どもたちの安全をと考えたときに必要な観点だとPTA会長の中で議論が始まっていますよという、これは情報提供までと 부탁드립니다。

以上3点です。

### ○尾形委員

「こどもSOSの家」のステッカーのことですが、小学校1年生のはじめ2週間ぐらいは下校時に先生方が子どもをある程度のところまで送っていきます。そのときに、ここにSOSの家のポスターがあるよという確認は、一つひとつ先生方が指導しています。そういうやり方も私はいいのかなと思っています。

### ○委員長

他にご意見・ご質問はございますか。

お願いします。

### ○鈴木委員

今の「SOSの家」についてですが、私の家にも実は貼ってあります。今、お話を伺っていて、委員長と同じように、もう相当長い期間貼ってあるのですが、貼る場所については配慮して貼るべきだったと思っています。といいますのは、玄関ドアあたりに貼っておくと、門から中に入っていくようなお家については気がつかないのです。中まで入らないとわからないわけです。できるだけ見えるような表に貼ったほうがいい。表に貼ることによって抑止力にもなるのかなと、今、このように感じました。

区のほうでは、これについてこれから増やしていこうというような考えもあるようですが、かねがね私も思っていたことがあります。人口が多く広い大田区の中では、協力員が少ないのではないかと、また、地域的に偏ってはいないのかとか。希望をとって了承してくださる方のところだけに貼ってあるわけですから、だから地域的にはどうなのかなということも含めた上で、お考えになるとよろしいのかと、このように思いました。

以上です。

### ○委員長

ありがとうございました。

お願いします。

### ○教育総務課長

「スクールゾーン」の件に関しまして、午後の規制場所というの、少し調整しながら時間をずらすというような形でやっているところもございます。ですので、やはりそうい

った声を聞きながら、一番適した時間帯、あるいは適した時期にしっかり変更していくのが大事なかなというふうに思っております。

それから、「こどもSOSの家」についてですけれど、現在、個人宅だけではなくて地域のコンビニエンスストア、セブン-イレブンと協定を結びました。そういう意味であまり地域の偏りがなくなっているかと思えます。また、コンビニエンスストアは24時間開いていますので、必ず人がいるということもありますので、そのような取り組みも、今、地域力推進部では進めているところでございます。

また、「防犯ブザー」の件についてはご意見としてしっかり承りたいと思えます。

## ○委員長

それでは、ご報告どうもありがとうございました。

次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は「議案審議」でございまして。議案を読み上げます。

第8号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則。

第9号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

以上2件でございまして。ご審議よろしくお願いいたします。

## ○委員長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

## ○教育総務課長

第8号議案でございまして。大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則でございまして。こちらは教育委員会で雇用しております非常勤職員の報酬額を定めた規則でございまして。主な改正点は3点です。

1点目は、平成28年特別区人事委員会勧告で月例給の公民較差是正のため、0.15%の引き上げが勧告されたことに伴いまして、教育委員会で雇用している非常勤職員の報酬についてもこの勧告を反映させるための改正でございまして。

2点目は、教育相談員で、心理職を甲と乙に分割してございまして。5年以上の経験がある職員について勤務時間が長い区分を新設したため、これに伴い区分を新設したものでございまして。

3点目は、交通費を支給する職員に学校事務補助員を追加しております。学校事務補助員につきましては、28年度までは臨時職員に準じて報酬に交通費を含む形で支給しておりましたが、平成29年度からは臨時職員に通勤手当を別途支給することとなったため、学校事務補助員についても交通費を別途支給することといたしました。

第8号議案については以上でございまして。

○委員長

ただいまの説明に対してご意見・ご質問はありますか。  
(「なし」との声あり)

○委員長

第8号議案については原案どおり決定してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、原案どおり決定いたします。  
次に、第9号議案について事務局からの説明がございます。

○教育総務課長

第9号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。  
こちらは平成29年1月1日付の組織改正を反映した体制でございます。区立学校の定員問題の解消に関する事務等が完了したため、学務計画担当係長を廃止いたしまして、学務課の事務のうち、校外施設の調整に関する事務を分掌するため、校外施設調整担当係長を新設してございます。  
説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明についてのご意見・ご質問ございますでしょうか。  
(「なし」との声あり)

○委員長

第9号議案について原案どおり決定してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、原案どおり決定いたします。

これをもって、平成29年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時37分閉会)